

大磯町第四次総合計画

中期基本計画素案がまとまりました。

町では、『紺碧の海に緑の映える住みよい大磯』をまちの将来像とし、目標年度を2020年度(平成32年度)とする、総合的・計画的なまちづくりの指針である第四次総合計画を2006年(平成18年)に策定しました。

この総合計画に掲げる基本構想を受けて、町の現況と課題や今後取り組んでいく施策の概要などを明らかにした基本計画を5年ごとに策定していますが、前期基本計画の計画期間が2010年度(平成22年度)で最終年度を迎えることから、現在、その後に続く2011年度(平成23年度)から2015年度(平成27年度)までの5年間の計画期間とする中期基本計画の策定に取り組んでいます。

策定にあたっては、町民アンケートの結果や町長と語り合う集い、町民意見交換会などを通じ、多くの町民からいただいた意見を踏まえ検討を重ねることにより、中期基本計画の素案を作成してまいりました。

● 総合計画とは…？

総合計画は、まちづくりの目標であるまちの将来像を掲げ、それを実現するための施策を明らかにするための計画で、総合的・計画的に事業を進めていくための指針となり、基本構想、基本計画、実施計画により構成されています。

基本構想

まちづくりの目標である将来都市像を示し、それを実現するための基本的な方向性(施策の大綱)などを示したものです。

(平成18年度～平成32年度)

中期基本計画

基本構想を実現するため、町の現況と課題や今後取り組んでいく施策の概要等を体系的に示すとともに、町として重点的に取り組む施策を示したものです。

(平成23年度～平成27年度)

実施計画

基本計画で示した施策や事業を実際に行うための具体的な計画です。

(翌年度から3年間)

～ 計画に対する意見・提案を募集します ～

皆さんからの意見をもとに、素案の見直しや検討を行います。中期基本計画素案に対する意見や提案を募集します。

1. 提出期限 5月14日(金)まで
2. 提出方法

「総合計画中期基本計画素案について」と記載のうえ、住所、氏名等を記入し、役場3階政策課または国府支所へお持ちいただくか、郵送・FAX・電子メールで政策課へ。

3. 中期基本計画の閲覧場所

中期基本計画素案は、次のところで閲覧できます。

- 役場1階または国府支所の「情報コーナー」
- 図書館
- 町ホームページに掲載

4. 意見等の公表

提出のあった意見・提案については、個別に回答しませんが、意見・提案を類型化し、町の考え方を付して公表します。

問い合わせ
意見・提案提出先

〒255-8555 大磯町東小磯183番地 政策課 ☎内線204
FAX: (61)1991 Eメール: sougoukeikaku@town.oiso.kanagawa.jp

まちの将来像

紺碧の海に緑の映える住みよい大磯

まちづくりの基本理念

自然とくらしとの共生

手づくりと創造

重点プロジェクト

- (1) 地域資源を活かした観光推進プロジェクト
- (2) 豊かな自然に囲まれた快適な暮らしを守る環境保全プロジェクト
- (3) 元気な地域を支える人づくりプロジェクト

施策の大綱
5つの
まちづくりの
目標

1. 安全で安心な
あたたかみ
あるまちづくり

- (1) 安全なまちづくりの推進
 - ① 危機管理
 - ② 消防救助・救急
 - ③ 防犯・交通安全
 - ④ 消費生活
- (2) 子どもを育てやすい環境づくりの推進
 - ⑤ 子育て支援
- (3) 高齢者の生きがいづくりの推進
 - ⑥ 生きがいづくりと社会参加
- (4) 健康づくりの推進
 - ⑦ 保健・医療
 - ⑧ 健康スポーツ
- (5) こころとふれあう福祉社会の充実
 - ⑨ 地域福祉
 - ⑩ 障害者福祉
 - ⑪ 高齢者福祉
 - ⑫ 保険・年金

2. 町民の力や
知恵が集まる
まちづくり

- (1) 交流とひろばづくりの推進
 - ⑬ 町民参加
 - ⑭ 交流
- (2) 開かれた町政と情報化の推進
 - ⑮ 広報・広聴
 - ⑯ 情報化
- (3) 効率的な行財政の運営
 - ⑰ 行財政運営

3. 人と自然が
共生する循環の
まちづくり

- (1) 身近な自然環境空間の形成
 - ⑱ 自然環境
 - ⑲ 公園・緑地
 - ⑳ 海岸
- (2) 良好な地域環境の形成
 - ㉑ 環境保全
 - ㉒ 生活排水
- (3) 循環型地域社会の形成
 - ㉓ 廃棄物処理

4. 心豊かな人を
育てる
まちづくり

- (1) 次代を担う人づくりの形成
 - ㉔ 子育て支援〈再掲〉
 - ㉕ 幼児教育
 - ㉖ 義務教育
 - ㉗ 青少年
- (2) ゆとりを育む生涯学習の推進
 - ㉘ 生涯学習
- (3) 誰もが尊重される社会づくりの形成
 - ㉙ 人権
 - ㉚ 男女共同参画
- (4) 地域に根ざした文化の継承と創造
 - ㉛ 文化・文化財

5. 個性と魅力と
活力のある
まちづくり

- (1) 魅力ある空間の形成
 - ㉜ 土地利用
 - ㉝ 住宅・住環境
 - ㉞ 景観形成
- (2) 快適に移動できる交通基盤の推進
 - ㉟ 道路
 - ㊱ 生活交通
- (3) 活力と個性あふれる産業の振興
 - ㊲ 農業
 - ㊳ 漁業
 - ㊴ 商工業
 - ㊵ 労働
- (4) 資源を活かした特色ある観光の推進
 - ㊶ 観光

重点プロジェクト

地域の活力の源は「人」にあります。地域に暮らす人が活力を持ち、豊かに暮らしていることが、他の地域からも人を引きつけ、来訪者や定住者を増やしていくことにつながります。

そのため、今後5年間の中期基本計画では、「交流人口の増加と定住人口の安定化」を目標に、地域の様々な資源を活用しつつ、地域経営の視点から効果的・効率的な地域の振興を図ります。

中期基本計画においては、以下の3つを重点プロジェクトと位置づけ、町の発展のため、優先的に取り組んでいくものとします。

(1) 地域資源を活かした観光推進プロジェクト

大磯の地域資源である、明治期以降の邸宅などの歴史的・文化的資源、豊かな農産物や漁業資源、大型宿泊施設を中心とする観光産業との連携の強化、魅力ある周遊ルートの開発、名物や特産品の開発などにより、町外から、観光目的で本町を訪れる人口（交流人口）の増加を目指します。



(2) 豊かな自然に囲まれた快適な暮らしを守る環境保全プロジェクト

大磯の財産である豊かな緑と水の環境を守り活かすことで、大磯らしい、落ち着いたある都市空間の保全を図ります。また、自然環境への負荷を極力減らし、再生可能な資源の利用を促進するなど、環境に配慮したエコなまちづくりを進めます。また、低エネルギー消費型のまちづくりを町民との協働で推進することで、町への愛着を高める一方、魅力ある都市空間とあわせて、環境への取組を対外的にPRすることで、大磯ファンとなる町外の人々の拡大を目指します。



(3) 元気な地域を支える人づくりプロジェクト

多様な知識や経験を有する人材をまちづくりに積極的に活用し、町の活性化を図っていくことが必要です。そのため、様々なまちづくりの活動や計画づくりに町民が参画できるしくみの構築を図ります。また、多才な人材を、次世代を担う人材育成にも積極的に活用していくほか、地元産品の活用による食育や健康づくり活動の推進など、元気な町民がいきいきと活動する地域ぐるみのまちづくりを目指します。

第1章 安全で安心なあたたかみのあるまちづくり

(1) 安全なまちづくりの推進

① 危機管理(危機管理体制の確立などの施策に取り組めます)

【目指すべき姿】

- 町民の生命・財産を守るため、危機対応のためのマニュアルづくりなどが進み、関係機関や町民との連携による危機管理体制が整備されている町
- 『大磯地域防災計画』に基づく災害情報システムが強化され、総合防災体制が確立されている町
- 防災意識が町民の間で高まることで、自主防災組織の設立も進み、まちぐるみの防災体制が確立されている町
- 公共施設や住宅などの耐震化が進む一方、避難場所が地域にバランスよく配置されている町

② 消防救助・救急(消防・救助体制の強化などの施策に取り組めます)

【目指すべき姿】

- 町民の生命・財産を守るため、常備消防及び非常備消防体制の充実ならびに消防資機材の整備など町全体としての消防力の強化が図られている町
- 町民や事業所などの参加によるまちぐるみで「火災を出さない」、「火災に強い」まちづくりが進められ、火災が減少している町
- 救急のための資機材の充実が図られる一方、救急に携わる人材の資質が向上し、かけがえのない命がより多く助かるようになっている町
- 休日当番医や夜間診療機関についての情報提供や、救急車利用に対する意識啓発が進み、不適切な利用がなくなっている町
- 関係機関等との連携により、初期救急医療体制が充実し、救急患者の受け入れ先が拡大している町



③ 防犯・交通安全(防犯対策の推進などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- ・防犯意識が定着し、各地域で組織されている自主的な防犯組織と関係機関等との連携のもと、地域の安全性が保たれている町
- ・歩道の整備やガードレールの設置などにより、物理的に歩行者の安全性が確保されているほか、通行マナーが向上し、交通事故が減少している町

④ 消費生活(消費生活活動の推進に取り組みます)

【目指すべき姿】

- ・町民一人ひとりが消費に対する正しい知識を身につけ、安全な消費生活を送っている町
- ・町民や事業者が環境問題に対する認識を深め、資源再利用や省エネルギーの意識をもちながら消費生活を送っている町

(2) 子どもを育てやすい環境づくりの推進

⑤ 子育て支援(子育て環境の充実に取り組みます)

【目指すべき姿】

- ・家庭、地域、行政との連携による子育て支援のためのしくみができあがっており、子育て中の親に対するサポートや必要な保育サービスが十分に提供されている町
- ・家庭、地域、行政との連携のもと、子どもたちが地域でのびのびと育つことができる環境が整っている町

(3) 高齢者の生きがいづくりの推進

⑥ 生きがいづくりと社会参加(生きがいづくりの推進などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- ・高齢者自身が今まで培ってきた豊かな知識と経験を活かして働き続けたり、自らの興味に基づいて学習活動やボランティア活動を行うなど、地域の中でいきいきと暮らしている町

(4) 健康づくりの推進

⑦ 保健・医療(健康づくりの充実などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- ・町民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、自己管理を基本とした健康づくりを日常生活の中で実践している町
- ・近隣市町も含めて、多様な診療科目が揃っているほか、救急医療体制なども整っており、急病の際にも安心して医療サービスが受けられる町

⑧ 健康スポーツ(スポーツ・レクリエーション活動の推進に取り組みます)

【目指すべき姿】

- ・町内にスポーツのできる場所が整備されており、町民がいつでも、どこでも、気軽にスポーツ・レクリエーションや健康づくりに取り組むことができるようになっている町

(5) こころとふれあう福祉社会の充実

⑨ 地域福祉(地域福祉活動の推進などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- ・ノーマライゼーションの考え方が定着し、誰もが社会に参加し、自立した生活が送れるようになっている町
- ・社会福祉協議会、民生委員、児童委員、地域のボランティア等が連携し、ともに支えあう福祉のまちが構築されている町



⑩ 障害者福祉(障害者の自立支援に取り組みます)

【目指すべき姿】

- ・保健・福祉・医療・就労等の専門機関間の連携や地域における支えあいのしくみの中で、障害者が住み慣れた地域で社会に参加し、自立した生活が送れるようになっている町

⑪ 高齢者福祉(高齢者福祉の推進などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- ・高齢者が健康で安心し、生きがいを持って、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができている町

⑫ 保険・年金(社会保険制度の適正な運営に取り組みます)

【目指すべき姿】

- ・公的医療保険や介護保険、年金が適正かつ健全に運営され、町民が安心した生活を営めるようになっている町

第2章 町民の力や知恵が集まるまちづくり

(1) 交流とひろばづくりの推進

⑬ 町民参加(協働によるまちづくりの推進に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 町民が自分たちの暮らす地域に関心を持ち、個人、団体を問わず、行政と連携しながら積極的にまちづくりに参加している町

⑭ 交流(交流活動の推進に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 町内の地域ごとにコミュニティ活動が活発に行われ、それぞれの地域で主体的なまちづくりが行われている町
- コミュニティ活動の拠点となる施設が整備されるとともに、地域会館の耐震補強などが行われ、町民が安心して利用できる施設が整備されている町
- 町民相互や世代間、姉妹都市など様々なレベルでの交流が活発に行われている町



(2) 開かれた町政と情報化の推進

⑮ 広報・広聴(広報・広聴活動の推進に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 迅速に多様な行政情報が、様々なメディアを通じて提供され、町民が自分の望む方法で情報を入手できるようになっている町
- 行政全般について、町民による様々な意見表明の機会が設けられ、町民の意向が行政施策の中に反映されるしくみが整っている町

⑯ 情報化(情報化の推進などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 行政情報や行政手続などが電子化され、町民が窓口まで足を運ばなくても様々な情報を入手したり、手続きをすることができるようになっている町
- 町民や行政職員が様々な機会を通じて情報化教育を受けられ、知識や技術を身につけられるようになっている町
- 情報の管理が徹底され、個人情報の保護や外部からの不正アクセス等に対応できる体制が整っている町



(3) 効率的な行財政の運営

⑰ 行財政運営(行財政改革の推進に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 町の将来像実現に向けて効率的・効果的な行政運営ができるしくみが構築されるとともに、職員一人ひとりの能力が開発され、十分に発揮されている町
- 近隣市町と広域的な連携がなされ、多様な行政サービスを受けることができるようになっている町

第3章 人と自然が共生する循環のまちづくり

(1) 身近な自然環境空間の形成

⑱ 自然環境(自然環境の保全などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 町民・事業者・行政の連携のもと、豊かな自然環境の保全及び管理が行われている町



⑱ 公園・緑地(緑化の推進などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 水や緑、それらと一体となった地域の歴史・文化などについて、町民一人ひとりの理解が深まり、地域の緑を守り育てる活動が根付いている町
- 民有地の緑化、道路や公共施設の緑化が進められる一方、河川の多自然化が進められ、森林、公園などを結ぶ水と緑のネットワークが形成されている町
- 町民参加のもと、地形条件や自然環境を活かした公園整備が進められている町

⑳ 海岸(海岸の保全などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 住民と行政の連携のもと、海岸の自然環境の保全や美化が行われ、美しい海岸が維持されている町
- 海岸の優れた自然環境や、海岸の有する多様な機能を活かした町民余暇の向上や観光振興が図られている町
- 高潮や津波による被害を最小限に食い止めるため、堤防や防潮堤門扉等の整備がなされているほか、緊急時の住民への連絡体制が構築されている町

(2) 良好な地域環境の形成

㉑ 環境保全(環境保全対策の推進などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 町、町民、事業者が環境保全に対する高い意識を持ち、環境への負荷を極力軽減するための取組みを推進している町
- 地域の生活環境についても町民が高い意識とモラルを持ち、環境美化やペットの責任ある飼育を行っている町
- 総合的な視点からの河川整備が行われ、水域の緑化や親水性のある河川づくりが進められる一方、町民の高い環境意識に支えられ、河川にはきれいな水が流れている町

㉒ 生活排水(生活排水処理の推進に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 公共下水道の整備と合併処理浄化槽による生活排水対策が進み、河川や海の水質が改善されている町

(3) 循環型地域社会の形成

㉓ 廃棄物処理(ごみ処理の推進などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 町民・事業者・行政が連携し、ごみの排出抑制や資源化が進んでいる町
- 近隣市町との連携により、広域的なし尿処理体制が構築されるとともに、施設の適正な維持・管理が行われている町



第4章 心豊かな人を育てるまちづくり

(1) 次代を担う人づくりの形成

㉔ 子育て支援(子育て環境の充実に取り組みます)〈再掲〉

【目指すべき姿】

- 家庭、地域、行政との連携による子育て支援のためのしくみができあがっており、子育て中の親に対するサポートや必要な保育サービスが十分に提供されている町
- 家庭、地域、行政との連携のもと、子どもたちが地域でのびのびと育つことができる環境が整っている町



㉕ 幼児教育(幼児教育環境の充実に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 幼稚園、家庭、地域の連携のもと、幼児がのびのびと育つ幼児教育環境が形成されているほか、幼稚園と保育園の連携等により、多様な幼児教育や保育ニーズに対応できるようになっている町

②⑥ 義務教育(教育内容の充実などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 確かな学力を身につけ、心豊かな人間性を育む教育が施されている町
- 学校、家庭、地域との連携のもと、地域の様々な知識・技能を持った町民と児童生徒の交流が活発に行われるなど、各学校で児童生徒の生きる力を伸ばす特色ある教育が展開されている町

②⑦ 青少年(青少年健全育成の推進に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 家庭、学校、地域とが連携して、青少年の居場所が地域に設けられ、青少年がのびのびと育つ環境が整っている町

(2) ゆとりを育む生涯学習の推進

②⑧ 生涯学習(生涯学習の環境づくりなどの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 町民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して、学ぶことができる環境が整っている町



(3) 誰もが尊重される社会づくりの形成

②⑨ 人権(人権の尊重に取り組みます)

【目指すべき姿】

- あらゆる人が個人として尊重され、自分らしく暮らすことができる社会が構築されている町

③⑩ 男女共同参画(男女共同参画の推進に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 家庭や職場、地域など、あらゆる場所において、性別に関わりなく男女がその持てる能力を発揮し、共に活躍できる社会が構築されている町

(4) 地域に根ざした文化の継承と創造

③① 文化・文化財(文化活動の推進などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 伝統ある貴重な文化財が適切に保護され、後世へ引き継がれるような環境が整っていて、町民が主体となった地域に根ざした文化・芸術活動が行われている町



第5章 個性と魅力と活力のあるまちづくり

(1) 魅力ある空間の形成

③② 土地利用(土地利用計画の推進に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 地域の特性や土地の特性に応じて、コンパクトな市街地が形成され、それを取り囲むように緑豊かな環境が守られている町

③③ 住宅・住環境(住宅・住環境の整備に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 『大磯町まちづくり基本計画』に基づいて、低層住宅地を中心とした自然環境に恵まれた居住環境が維持されている町
- 町民が地域のまちづくりに積極的に関わり、住民が主体となって身近な地域におけるきめ細かい土地利用のルールが作られている町

③④ 景観形成(景観計画の推進に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 自然的、歴史的、文化的に受け継がれてきた象徴的な風景や地域の風景を特徴づける優れた建築物などが保存され、町並みを生かした魅力ある快適な都市空間が形成されている町
- 「景観法」や『大磯町景観計画』に基づく、景観重要建造物、景観重要樹木、景観地区、景観協定などを活用した美しい景観が形成されている町

(2) 快適に移動できる交通基盤の推進

③⑤ 道 路(道路整備の推進に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 円滑な自動車交通ネットワークが形成されているとともに、歩行者や自転車が安心して通行できる道路空間が形成されている町

③⑥ 生活交通(生活交通への対策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- バスの運行や大磯駅周辺の交通施設が改善されていて、誰もが快適に公共交通を利用できるようになっている町
- 大磯駅を中心にバリアフリー化が進み、バス等も低床化されるなど、高齢者や体の不自由な方でも公共交通を利用しやすい環境が整備されている町

(3) 活力と個性あふれる産業の振興

③⑦ 農 業(経営基盤の強化などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 農産物直売所等を通じた地産地消や、農産物のブランド化、特産品づくりなどによる観光との連携など、都市近郊の立地特性を生かした都市型農業が展開されている町
- 遊休農地や荒廃農地を活用して、町民が農業とふれあう機会や、農業を通じた多様な交流が生まれている町



③⑧ 漁 業(経営基盤の強化に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 「つくり育てる漁業」の振興や漁場環境の向上等により、安定した漁獲高が確保されているほか、地元で獲れた海産物を食べられる食堂等が大磯港に整備されるなど、他産業との連携による元気な漁業が展開されている町



③⑨ 商工業(商工業の活性化などの施策に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 小規模ながらも魅力と元気のある店舗が町内に点在し、町民の身近なニーズに対応できる環境が整っている町
- 地域のニーズや町民のアイデアから生まれたコミュニティビジネスが地域に根付き、活発に活動している町

④⑩ 労 働(勤労者福祉の充実に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 働く意欲のある人が、それぞれの能力を生かす場所が確保されていて、安定した収入を得ることができている町

(4) 資源を活かした特色ある観光の推進

④① 観 光(観光振興の推進に取り組みます)

【目指すべき姿】

- 町の歴史・文化や自然などの地域資源が活用され、特産品を活かしたブランド化等が進み、着地型の観光地として年間を通じて多くの観光客が訪れている町